

## 青森大学 学長室規程

### (設置・目的)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）学長が、本学の学長の職務に関する規程において規定される職務及び責務を、適切に遂行するための補佐組織として学長室を設置する。学長の総督の下、大学運営等が適正に機能するように必要な支援を行い首尾一貫した大学経営戦略に基づき大学運営を展開していくことを目的とする。

### (業務)

第2条 学長室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の運営に関する基本事項等に関すること
- (2) 本学の中長期的諸施策・計画等に関すること
- (3) 本学の教学マネジメント等に関すること
- (4) 学長が命ずる重点戦略課題の企画、調整及び推進に関する事項への対応
- (5) 前4号に掲げる業務に関する情報収集、調査及び分析
- (6) 学内各組織が行う情報収集、調査及び分析の調整
- (7) 喫緊の課題に対する学長指示に関する対処
- (8) その他学長室の目的を達成するために必要な業務に関すること

### (構成)

第3条 学長室は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学監
- (4) 経営戦略局長
- (5) 学長が指名する教職員

### (室長)

第4条 学長室に室長を置き、前条第2号から第5号までに掲げる室員の中から学長が指名する。

2 室長は、学長の総督の下、学長室の業務を掌理する。

### (副室長)

第5条 学長室に副室長を置き、第3条第2号から第5号までに掲げる室員の中から学長が指名する。

2 副室長は、室長に事故があるときは室務を代行する。

(学長会議)

第6条 学長室は、第2条に掲げる業務を行うため、学長会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、第3条に掲げる者を委員として構成する。
- 3 学長は会議を主催し、その議長となる。
- 4 学長は、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(危機管理本部)

第7条 学長は、青森大学における危機管理に関する規則において規定される危機対策本部を学長室に置くことができる。

(タスクフォース)

第8条 学長室は、第2条に掲げる業務を行うため、必要があるときは、タスクフォースを置くことができる。

- 2 タスクフォースに関して必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第9条 学長室に関する事務は、原則として学長室事務職員が処理するが、必要と認められた場合には経営戦略局の協力を得て処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。